

2026年3月13日

お客さま 各位

帯広信用金庫

「定期性預金の自動解約」および「定期積金の自動定期振替」の取扱開始  
ならびに関連規定の改正について

平素より当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、これまで定期預金（非自動継続）および定期積金の満期が到来すると、お客さまに所定の解約手続きをお願いしておりましたが、このたび「満期自動解約入金に係る特約」をお申込みいただくことで、該当預金の満期時に自動解約となり、定期預金元利金または定期積金給付契約金（いずれも税引後）の全額が、予めご指定いただいた口座（当座預金または普通預金）へ振替となる取扱いを開始させていただきます。

また、定期積金におきましては、同様に満期自動解約後、予めご指定いただいた口座（定期預金通帳または定期性総合口座）へ自動預け替えとなる商品の取扱いを開始させていただきます。

併せて一部商品・サービスの新規取扱いを終了するとともに、これらの取扱開始に伴いまして、関連規定を改定いたします。

これらにより、定期性預金満期時におけるお客様のお手続きのご負担が軽減されるとともに、自動預け替え商品については、より良い資産運用の一助になるものと考えております。

当金庫では今後も、お客さまの利便性を踏まえて多様なニーズにお応えできるよう、様々な商品・サービスの提供に努めて参ります。

記

1. 取扱開始日・規定改定日 2026年4月1日（水）

2. サービス概要

(1) 定期性預金の自動解約

サービスの内容	定期性預金を満期時に自動解約し、定期預金元利金または定期積金給付契約金（いずれも税引後）の全額を、予め指定を受けた口座（当座預金または普通預金）へ振替します。	
対象者	すべてのお客さま	
対象となる預金	定期預金全商品、定期積金全商品	
お申込方法	新規お預入れ時	「満期自動解約入金に係る特約」に同意のうえ、新規入金伝票に自動解約先指定口座（満期振替指定口座）を指定してください。
	お預入れ後	約定満期日の前営業日までに、「満期自動解約入金に係る特約書」をご提出ください。

豊かな十勝の未来のために



## (2) 定期積金の自動定期振替

商品名	満期自動定期振替型定期積金（らくらくスーパー積金）
対象者	個人
預入方法	指定支払口座からの振替により毎月一定の掛金を払い込みいただきます。 （窓口入金および集金のお取扱いはできません。）
サービスの 内容	定期積金を満期時に自動解約し、給付契約金（税引後）の全額を、予め指定 を受けた口座（定期預金通帳または定期性総合口座）へ預け替えます。 ≪預け替え商品≫スーパー定期（単利型） （分離課税扱い、元利金継続方式、預入期間1年）
お申込方法	「満期自動解約入金に係る特約」に同意のうえ、新規入金伝票に商品「満期 自動定期振替型定期積金」および「満期振替指定口座」を指定してください。
その他	この定期積金は、証書・通帳を発行しません。 ご契約時には「定期積金ご契約内容のお知らせ」を交付いたします。

## (3) 一部商品・サービスの新規取扱終了

商品・サービス	備考
期日指定定期預金「青空」の新規 取扱終了	新規でのお預入れは終了しますが、自動継続・総合口座 組入・証書から通帳への変更等はお取り扱いいたします。
定期積金の定期性総合口座への 組入れの新規取扱終了	新規での組入れは終了しますが、既に定期性総合口座 に組入れ済の定期積金は、満期（自動解約）時まで有効 です。

## 3. 改定する規定

なお、改定内容は別紙をご覧ください。

- 自由金利型定期預金規定(大口定期)
- 自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)
- 変動金利定期預金規定
- 定期積金規定(スーパー積金)
- 定期性総合口座取引規定

以上

## 新旧条文対照表（自由金利型定期預金規定(大口定期)）

旧 条 文	新 条 文
<p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">2024年10月7日現在</p> <p><b>1～2. 省略</b></p> <p><b>3. 預金の支払時期</b></p> <p>(1) この預金は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p><u>(2)</u> 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。</p> <p><b>4～9. 省略</b></p> <p><b>10. 預金の解約、書替継続</b></p> <p><u>(1)</u> この預金を解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p><u>(2)～(4)</u> 省略</p> <p><b>11. 省略</b></p> <p><b>12. 規定の変更等</b></p> <p>当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合</p>	<p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">2026年4月1日現在</p> <p><b>1～2. 省略</b></p> <p><b>3. 預金の支払時期</b></p> <p>(1) この預金は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p><u>(2) あらかじめ自動解約入金指定がある場合（以下「自動解約入金方式」という。）は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金します。</u></p> <p><u>(3)</u> 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。</p> <p><b>4～9. 省略</b></p> <p><b>10. 預金の解約、書替継続</b></p> <p><u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2)</u> この預金を第3条第2項の自動解約入金方式以外で解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p><u>(3)～(5)</u> 省略</p> <p><b>11. 省略</b></p> <p><b>12. 証書等の効力</b></p> <p><u>自動解約入金方式により、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、次の各号の取扱いとなります。</u></p> <p><u>(1) 証書によるものは、当該証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p> <p><u>(2) 通帳によるものは、通帳の当該預入明細は無効となります。</u></p> <p><b>13. 規定の変更等</b></p> <p>当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合</p>

## 新旧条文対照表（自由金利型定期預金規定(大口定期)）

旧 条 文	新 条 文
<p>には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

## 新旧条文対照表（自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)）

旧 条 文	新 条 文
<p style="text-align: right;"><b>2024年10月7日現在</b></p> <p><b>1～2. 省略</b></p> <p><b>3. 預金の支払時期</b></p> <p>(1) この預金は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p><u>(2)</u> 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。</p> <p><b>4～10. 省略</b></p> <p><b>11. 預金の解約、書替継続</b></p> <p><u>(1)</u> この預金を解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p><u>(2)～(4)</u> 省略</p> <p><b>12. 省略</b></p> <p><b>13. 規定の変更等</b></p> <p>当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合</p>	<p style="text-align: right;"><b>2026年4月1日現在</b></p> <p><b>1～2. 省略</b></p> <p><b>3. 預金の支払時期</b></p> <p>(1) この預金は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p><u>(2) あらかじめ自動解約入金指定がある場合（以下「自動解約入金方式」という。）は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金します。</u></p> <p><u>(3)</u> 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。</p> <p><b>4～10. 省略</b></p> <p><b>11. 預金の解約、書替継続</b></p> <p><u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2)</u> この預金を第3条第2項の自動解約入金方式以外で解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</p> <p><u>(3)～(5)</u> 省略</p> <p><b>12. 省略</b></p> <p><b>13. 証書等の効力</b></p> <p><u>自動解約入金方式により、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、次の各号の取扱いとなります。</u></p> <p><u>(1) 証書によるものは、当該証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p> <p><u>(2) 通帳によるものは、通帳の当該預入明細は無効となります。</u></p> <p><b>14. 規定の変更等</b></p> <p>当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合</p>

## 新旧条文対照表（自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)）

旧 条 文	新 条 文
<p>には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

## 新旧条文対照表（変動金利定期預金規定）

旧 条 文	新 条 文
<p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">2024年10月7日現在</p> <p><b>1～2. 省略</b></p> <p><b>3. 預金の支払時期</b></p> <p>(1) この預金は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p><u>(2) 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。</u></p> <p><b>4～10. 省略</b></p> <p><b>11. 預金の解約、書替継続</b></p> <p><u>(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(2)～(4) 省略</u></p> <p><b>12. 省略</b></p> <p><b>13. 規定の変更等</b></p> <p>当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合</p>	<p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">2026年4月1日現在</p> <p><b>1～2. 省略</b></p> <p><b>3. 預金の支払時期</b></p> <p>(1) この預金は、証書表面または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。</p> <p><u>(2) あらかじめ自動解約入金指定がある場合（以下「自動解約入金方式」という。）は、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」という。）に入金します。</u></p> <p><u>(3) 債権保全の必要があるときその他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は、満期日前に解約できません。</u></p> <p><b>4～10. 省略</b></p> <p><b>11. 預金の解約、書替継続</b></p> <p><u>(1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) この預金を第3条第2項の自動解約入金方式以外で解約または書替継続するときは、証書によるものは証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。</u></p> <p><u>(3)～(5) 省略</u></p> <p><b>12. 省略</b></p> <p><b>13. 証書等の効力</b></p> <p><u>自動解約入金方式により、満期日に元利金を指定口座に入金した後は、次の各号の取扱いとなります。</u></p> <p><u>(1) 証書によるものは、当該証書は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u></p> <p><u>(2) 通帳によるものは、通帳の当該預入明細は無効となります。</u></p> <p><b>14. 規定の変更等</b></p> <p>当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合</p>

## 新旧条文対照表（変動金利定期預金規定）

旧 条 文	新 条 文
<p>には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。</p> <p>なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

## 新旧条文対照表（定期積金規定(スーパー積金)）

旧 条 文	新 条 文
<p style="text-align: right;"><b>2020年1月20日現在</b></p> <p><b>1. 反社会的勢力との取引拒絶</b></p> <p>定期積金（以下「この積金」といいます。）は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>2. 掛金の払込み</b></p> <p>この積金は、証書（<u>通帳</u>）記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず証書（<u>通帳</u>）をお差出してください。</p> <p><b>3～14. 省略</b></p>	<p style="text-align: right;"><b>2026年4月1日現在</b></p> <p><b>1. 反社会的勢力との取引拒絶</b></p> <p>定期積金（以下「この積金」といいます。）は、第14条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第14条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金口座の開設をお断りするものとします。</p> <p><b>2. 掛金の払込み</b></p> <p>(1) この積金は、<u>通帳または証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込方法は、口座開設時に店頭扱い・集金扱い・自動振替からお選びいただけます。（特定の定期積金で払込方法を限定しているものを除きます。）</u></p> <p>(2) <u>自動振替以外の払込みのときは必ず通帳または証書をお差出してください。</u></p> <p>(3) <u>自動振替による払込みは、以下の各号により、契約者ご本人名義の支払指定口座からの口座振替とします。</u></p> <p>① <u>初回掛金は、申込書に記載された契約者ご本人名義の支払指定口座から払戻により払込みを行います。</u></p> <p>② <u>第2回目以降の払込みは、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書の提出または小切手の振出を受けることなく、申込時に設定した払込日に支払指定口座から自動的に引落します。</u></p> <p>③ <u>払込日に支払指定口座の資金残高が払込み金額に満たない場合には、払込日の翌日以降に、支払指定口座からの口座振替により払込みを行います。</u></p> <p>④ <u>同日に他の自動振替が複数あり、支払指定口座の資金残高がそのすべての引落とし金額に満たない場合には、そのいずれを引落としするかは当金庫の任意とします。</u></p> <p><b>3～14. 省略</b></p> <p><b>15. 満期自動解約処理</b></p> <p>(1) <u>第14条第1項の規定にかかわらず、満期自動解約型の定期積金（口座開設時に満期振替指定口座の指定を受けたもの、または「満期自動解約入金に係る特約書」により満期自動解約処理の依頼を受けたもの）については、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了している場合に限り、次のとおり取扱います。</u></p> <p>① <u>この積金は、当初満期日に自動的に解約され、給付契約金（税引後）の全額に</u></p>

## 新旧条文対照表（定期積金規定(スーパー積金)）

旧 条 文	新 条 文
<p><b>15. 保険事故発生時における積金契約者からの相殺</b> (1)～(5) 省略</p> <p><b>16. 規定の変更等</b> 当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。 なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: center;"><u>ついて、指定の口座へ入金、または定期預金に預け替えるものとします。</u></p> <p><u>② 第5条により満期日が繰延されている場合であっても、この積金は当初満期日に自動的に解約され、掛金残高相当額及び繰延期間に相当する遅延利息を差し引いた利息相当額（税引後）について、指定の口座へ入金、または定期預金に預け替えるものとします。</u></p> <p><u>③ 自動解約処理により指定の口座へ入金した後は、この積金の通帳または証書は無効となります。</u></p> <p><u>(2) 満期自動解約型の定期積金であっても、当初満期日の前日までにすべての掛金の払込みが完了していない場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して当金庫に提出していただいた後に、解約の手続きを行うものとします。</u> <u>なお、この場合、当該積金の解約手続を行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあり、当金庫が必要と認めるときは、その確認ができるまでは解約手続を行いません。</u></p> <p><b>16. 保険事故発生時における積金契約者からの相殺</b> (1)～(5) 省略</p> <p><b>17. 規定の変更等</b> 当金庫は、法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化等の理由によりこの規定の各条項その他の条件を変更する必要がある場合その他の法令により認められる場合には、お客様に個別に通知することなく、本規定に記載の内容を店頭表示、当金庫のホームページにおける表示その他の適切な方法で周知することにより、合理的な範囲で任意に変更できるものとします。変更日以降は、変更後の内容により取扱うこととします。 なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

## 新旧条文対照表（定期性総合口座取引規定）

旧 条 文	新 条 文
<p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">2025年2月25日現在</p> <p><b>1. 総合口座取引</b></p> <p>(1) 次の各取引は、定期性総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じ。）</p> <p style="margin-left: 20px;">② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 定期積金</p> <p style="margin-left: 20px;">④ 第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越</p> <p>(2) 普通預金については、単独で利用することができます。</p> <p>(3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。</p> <p>(4) 総合口座取引は、取引の対象者を下記に該当する満18歳以上の個人といたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方</p> <p style="margin-left: 20px;">② 当金庫の地区内に事業所を有する方、または事業所を有する法人の役員</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 当金庫の地区内において勤労に従事する方</p> <p><b>2～19. 省略</b></p>	<p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">2026年4月1日現在</p> <p><b>1. 総合口座取引</b></p> <p>(1) 次の各取引は、定期性総合口座として利用すること（以下「この取引」といいます。）ができます。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金を含みます。以下同じ。）</p> <p style="margin-left: 20px;">② 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下これらを「定期預金」といいます。）</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 定期積金 <u>（ただし、定期性総合口座への新たな組入れのお取扱いは、2026年3月31日をもって終了しました。）</u></p> <p style="margin-left: 20px;">④ 第2号の定期預金または第3号の定期積金を担保とする当座貸越</p> <p>(2) 普通預金については、単独で利用することができます。</p> <p>(3) 第1項第1号から第3号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。</p> <p>(4) 総合口座取引は、取引の対象者を下記に該当する満18歳以上の個人といたします。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方</p> <p style="margin-left: 20px;">② 当金庫の地区内に事業所を有する方、または事業所を有する法人の役員</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 当金庫の地区内において勤労に従事する方</p> <p><b>2～19. 省略</b></p>
<p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: right;">以上</p>